

令和3年度 清須市防災会議の議事に係る説明資料

1 審議事項

(1) 令和3年度 清須市地域防災計画の修正について 資料1 資料2

- 災害対策基本法第16条及び清須市防災会議条例第2条第1号に基づいて、「清須市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。」が清須市防災会議の所掌事務となっています。
- 清須市地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づいて、地域の防災に関する事務または業務について総合的な運営を具現化するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされています。
- また、清須市地域防災計画は、愛知県地域防災計画と内容の整合を図ることとされており、愛知県では、災害対策基本法の改正や、新型コロナウイルス感染症対策、その他最近の国の施策等への対応などの観点から、令和3年7月に愛知県地域防災計画の修正を行っています。
- このため、修正された愛知県地域防災計画との整合を図りつつ、資料1及び資料2のとおり清須市地域防災計画の修正を行うことについて、清須市防災会議の審議をお願いするものです。

2 報告事項

(1) 令和3年度の防災事業の実績（見込）等について 資料3

- 令和3年度の本市の防災事業の実績（見込）及び令和4年度の防災事業の方向性を報告するものです。
- 令和4年度の防災事業については、今後、市議会での予算議案の審議等を経て、実施内容が確定するものです。